

改正規定							改正前の規定												
(略)							(略)												
別表第1 (第4条第2項関係)							別表第1 (第4条第2項関係)												
研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程	合計	研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		博士課程		専門職学位課程		合計	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員					入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員		入学定員
法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24		54	法学研究科	法律学専攻	15	30	8	24					54	
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9		49	経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9					49	
経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9		29	経済学研究科	経済学専攻	10	20	3	9					29	
理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6		22	理工学研究科	数学専攻	8	16	2	6					22	
	情報工学専攻	30	60				60		情報工学専攻	30	60							60	
	電気電子工学専攻	20	40				40		電気電子工学専攻	20	40							40	
	材料機能工学専攻	30	60				60		材料機能工学専攻	30	60							60	
	電気電子・情報・材料工学専攻			10	30		30		電気電子・情報・材料工学専攻			10	30					30	
	応用化学専攻	24	48				48		機械システム工学専攻	20	40							40	
	機械工学専攻	24	48				48		機械工学専攻			5	15					15	
	機械工学専攻			5	15		15		交通機械工学専攻	16	32							32	
	交通機械工学専攻	16	32				32		建設システム工学専攻	20	40							40	
	メカトロニクス工学専攻	20	40				40		環境創造学専攻	10	20							20	
	社会基盤デザイン工学専攻	18	36				36		建築学専攻	16	32							32	
	環境創造学専攻	8	16				16		社会環境デザイン工学専攻			5	15					15	
	建築学専攻	16	32				32		農学研究科	農学専攻	20	40	5	15					55
	社会環境デザイン工学専攻			5	15		15		薬学研究科	薬学専攻					4	16			16
農学研究科	農学専攻	20	40	5	15		55	都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12					28	
薬学研究科	薬学専攻					4	16	人間学研究科	人間学専攻	8	16							16	
都市情報学研究科	都市情報学専攻	8	16	4	12		28	総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12					28	
人間学研究科	人間学専攻	8	16				16	法務研究科	法務専攻							25	75	75	
総合学術研究科	総合学術専攻	8	16	4	12		28												

(略)

(略)

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。ただし、平成29年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- ① この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成29年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ② 法務研究科法務専攻（専門職学位課程）は、平成29年4月から募集を停止し、当該研究科に在学している者がなくなった時に廃止する。